近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

雜記

乾

経済学
研究室
80
93

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

都市機能研究室

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

淨波順

家老

年寄

年寄格

側用人

側用人格

番頭

家人經歷

家人經歷

旗奉行

繪奉行

物頭

學問所奉行

儒者格

勝手用人

側留守

兵役勤

士

取次

役金年金拾貳兩宛

東京帝國大學經濟學部研究室之印

經 4644

昭和十三年三月十日受入

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

奥年寄
勘定奉行
町奉行
宗門奉行
勘定奉行
上勘定奉行
大目付
留守居
例目付
目付
勘定吟味役
書役方
大納言
小納言
馬廻組頭
小勘定奉行
大代官

使番
馬廻
目付
医師
通詞
医師
中小姓
奥中小姓
勘略役
勘定吟味役中小姓
中小姓同役
右
奉行
吟味役
右筆
目録役
中間頭
地方役
大代官

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

書醫役
小藏奉行
金奉行
代官
山奉行
兼勘定奉行
馬役
馬醫
鷹匠
徒士小頭
基新同心
數寄屋方
賄役
勘定兼見習
地方役見習
中山姓様小人
小児

隱居
徒士目付
徒士
供徒士
使徒士
番徒士
番徒士不勤
石方役
雜用役
小勘定
賄方
歌方代
目方兼帯之方兼
御之方和歌
目方兼帯之方兼
御之方和歌
目付
代官
目付
掃除奉行
料理人
雜素機之役

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

徒並小役人
番所役
徒並場之
長役場之
慣行見習　小役格
下男分
茶坊役　小役格
厨糧菓奉行　小役格
小頭並小役人
佐藤人
細工外長役
徒並並持場之法
徒並並法並持場
長役並持場之法法並持場
西尾藩之用人支配番組
番組之雇
紀州藩之用人支配長役

紀州藩之用人支配一番所新組
教育係之支配月分

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

一老
弐百六拾石宛
但拾石弐百石〜者より中分以前ハ
六拾俵勤料米ニ〆弐〆〜以下〜
役儀中分以後も右ニ准勤料
米ニ〆弐〆〜以上
三人〜者始ル
一乞列
弐拾人扶持宛
但内利月番中分以後ハ新加
弐百石宛
一側用人
一側用人格
百七拾石宛
但弐度役百三拾石宛
一旗奉行
給奉行

物頭
百五拾石宛
但諸屋敷百弐拾石宛
一江戸物頭
陽炎用人
百三拾石宛
但諸屋敷百石宛
一側勤
一取次
大目付
八拾石宛
但諸屋敷六拾石宛取次八拾人
扶持宛
一留守居
百弐拾石宛
但諸屋敷百石宛
一奥年寄

勘定奉行
側目付
但陽炎用人ハ目番ホ勘定
者八八拾石宛諸屋敷六拾宛
目付
書役方
但給米取者拾人扶持宛ニ而ハ
書役方中級ニ扶持宛ハ拾人扶持
大納戸
小納戸
但書役方同断
五拾俵宛
但諸屋敷拾人扶持宛ニ五拾石ニ人扶持宛
一勘定所
町奉行
百石宛
但諸屋敷八拾石宛
一書籍奉行
十五拾石宛
但諸屋敷八五拾石宛

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

一勘定奉行
大代官
又拾俵宛
但勘定役拾人扶持扱る只拾俵宛

一使番
六拾石高
但勘定役拾人扶持宛

一馬廻り　勝手用ゆえ二十騎ゆ
拾人扶持　十人扶持例勤ゆえ騎ゆ
又拾俵宛　七石三人扶持右同様ゆえ
三番ハ三人扶持

一側衆
弐拾人扶持高
但勘定役十人扶持高

一近習
医師
表中小姓

七石三人扶持
但勘定役七石三人扶持附表中ハ近
六石三人扶持三番三人扶持扱ゆえ
銀五枚ゆえ

一尚附扱ゆえ
三番銀二枚宛ゆえ番並ゆえ勤ゆえ
銀五枚ゆえ二年ゆえ
銀七枚ゆえ二年ゆえ
月銀十枚六石三人扶持拾人扶持

一奥中小姓
六石三人扶持
但勘定役六石三人扶持附表中ハ近
四石五斗三人扶持

一勘定奉行
又拾俵
但吟味役地方役扱ゆえ依勤切勤方ハ
同様ゆえ又拾俵宛ゆえ中ハ
ゆえハ勘定ハ中小姓ゆえ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

右御扶持方之儀も同断

一中小姓員外

右条

七石三人扶持同様並ては迄之儀

三人扶持之

但給米表中小姓と同断

一銀二枚宛と年々雇置候者共

預り置候間之者迄

雇置除之儀無之年分以下

勝手用人迄之儀ハ銀二枚宛

其以下之儀ハ銀一枚宛

但銀之儀者給米並に年数ハ前条

之通

一仰付置候歩行迄並に

扶持方ハ拾人扶持

例用人之儀ハ拾人扶持宛

旗本以下之者之儀ハ

迄間並に扶持方ハ銀二枚宛

前条雇置候者除之者下

同断

検使

一 検死等の儀頭役者方より其所へ
参り以得と事実検使参り申筈
但流行病之儀に者断り申候ハ、大目付
流行月番之人ハ参り申筈に小普請組
者ハ御手伝月番之人ハ
検使参り申筈

一 検使中月番の帯刀大目付之内番
宅より出仕ハ、組与力中ハ
検使中紙帷中少申筈
但流行月番ハ不月番検使参り申候ハ
大目付より之紙帷中出申筈

右之通ニ付如此永久不易相觸候
間尚御存之ハ、大目付流行月
不月番之内ハ中出申筈

一 中小姓以下文武御用者ハ
検使ニ列加不申筈

其場所ハ五人組員ヲ以出張ス
但右ハ五人組ニ於テ其旅人ヲ
以テ之ヲ記其場ハ五人組員ヲ不拘以和
三年七月番組之旅中郡之助口頭ヲ
立ル右願死ニ帰支配ヲ場ハ五人組
ヲ以テ取扱事

一 検使ヲ受ル者在命ヲ以テ疵ハ
疵所ヲ以テ検使相願ハ検使相願ハ
疵治ヲ待ツ以テ一統ニ申立
ル事

一 検使ヲ受ル者其年令ヲ疵ハ
形及其手傷指ル者ハ口書
取ル以テ役人ヲ其家内
ニ者ハ勿論家族ニ立ル事
其場ハ五人組ヲ以テ取ル

事

但町役人ハ名主ヲ以テ
ニ出掌者ハ村ヲ為ス者
口書ヲ取ル事

一 検使相願其死骸取扱ヒ
右一件ハ味ヲ不拘村ヲ其為
出次第ヲ以テ和及者ハ以事
但ハ味ヲ以テ死骸埋葬ヲ
五人組勿論事

右死骸埋葬ハ後ヲ逆恨ニ者ハ
但ハ村ヲ五人
公義ヲ以振合ニ申文政十三年
二月十七日小堀ヲ新田中村役
所ハ用人ヲ以小原ヲ中出人
御使ヲ以知其通ニ
御ヲ之者ニ以事

一 検使類例ホ沙汰之方ニ[illegible]
[illegible]

只今

不貞分伺

一 [illegible]家中[illegible]流之以上検使[illegible]番
[illegible]老[illegible]老[illegible]
[illegible]流[illegible]月分下[illegible]
[illegible]月番[illegible]月分[illegible]
[illegible]速[illegible]
[illegible]

他[illegible]文[illegible]者[illegible]
文[illegible]検使[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]方[illegible]
[illegible]

他[illegible]月分下[illegible]別[illegible]法平日
[illegible]

一 [illegible]流[illegible]月分下[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

何[illegible]
[illegible]

[illegible]
検使[illegible]

一 何間[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 病ハ〻次第
一 大小ハ〻次第
一 為用ハ〻次第
一 帯〻次第
一 懐中物〻次第
一 下帯
但帯〻外ニも仮てもハ〻相ニ文字ハ
ハ〻斗ニて可慎事
一 在場所ハ長会医作ハ道行〻ハ〻
外科ハ〻ハ〻ハ〻作ハ〻ハ〻
中ハ〻
宿〻通検使ハ外ニ不相変ハ〻
ハ〻

ハ方 何〻〻ハ〻
ハ方ハ〻員外 何〻〻ハ〻
一 ハ書取ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻

不許取〻〻事
一 中ハ同郷ニ者〻ハ〻ハ〻家内ハ〻
如人ハ〻ハ〻
但知ハ〻ハ〻書面〻ハ〻ハ〻ハ〻
通格ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
如人〻〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
一 ハ〻〻男女一座ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
〻〻事
但ハ男ハ〻ハ〻者ハ〻ハ〻
一 ハ書ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻事
但ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
〻〻事
一 中ハ同郷ニハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
連判ハ文〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
ハ書取〻〻事
但ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻

町奉行ニ申渡ス事ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

口書徳方大凡

末紙屋紙

口書覚

一何〻[illegible]

[illegible]

右申上ル通ニ相違無御座候以上

何月　日　何〻[illegible]

何〻[illegible]

何〻[illegible]

但文者[illegible]

一検使と文ハ者変死ニ付極其死骸[illegible]

[illegible]

一検使文ハ者[illegible]

[illegible]

一検使ニ[illegible]

[illegible]

但ハ中ハ[illegible]

一小頭格ハ下ニ者[illegible]

[illegible]

但月番[illegible]

次月[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

右之通大月分何日要形ニ成六月七日
ニ成何日ニ成ル及ニ成ル以来

覚

一 慶長十一午年九月廿一日江戸
御城ヲ普請出来　御移徙有之

一 寛永十成年七月十日
公方様家光公　御上洛同十日
御着　同月十日
御院参ニ京都町人ニ銀五十貫目給
但家毎銀百匁宛ハ八ツ八屋ニ西ル
又大坂ニ百匁宛
先例ニ家数二万五千四百拾四軒

一 同月廿二日江戸西丸　御城ヲ出火
焼数軒多ク櫓櫓焼落ル大騒

一 御上洛御留守中　西丸
御殿物置酒井雅楽頭忠世相守ル
出　御帰以後出火十後絶ス無怒

公方様へ為光坊委細申渡御上
意御許諾之旨被仰出　石敷出来
仕　御作事

一同八月朔日御帰城
公方様御系　内　御流系同文目
京都　御後嗣同年九月二日
還御

一寛永十六卯年八月十日
御年九歳初而出火慶長十一年
より御当春迄二十四年
御城焼失
但御大事之分焼失金銭別条ニ書し

一公方様西丸ヘ　　焼御付御旧櫓全
〜如此備付大名仕　御作　城内
為清水御本丸ヘ如此出火清水

主殿記ハ〜〜〜

火移り
御年九二九ヶ所不残焼失候
申刻　西九ヶ
浅草
寛永十六年ヶ十九年目四焼失

一　同月廿日今戸出火ヶ及候ハヽ
ヶ　ヶ　候ヶ　ヶ　ヶ　ヶ　ヶ
ヶ　ヶ　

作月ノ世出ニ至リ四番隊被成候
ヲ　作月

一　南蛮
御年九歳上ニ御四道具出ル
米ト四蘭ヲ入ル

一　同慶長七月三日方治ヲ没ス正月
十三日ニ番元ノ一組ニ同武人ヲ
ル　作月ル

一　同年三月十八日
御年九二九四石ヲ四番隊ル

一　同年六月ニ旨御天王寺四石ヲ
四番隊ル今日長ノ月始ル四ノ
米ノ賃ヲ

一　同年八月八日大清役始ル人ル
作月ノ日ヲ入同ル三拾人四頭ノ三賞

被指ル

一　町年ノ中際安房ヲ上ル　作月
ノ給ル面仕ル

一　同年十月九日四天王寺四石ヲ出来ル
米ノ賃ヲ
御月見ノ家来ノ安房ヲ張見
月服十長ノ家ヲ行同情牧ル
月服ノ完ル下其ノ外家来相順相
有

一　方治慶長年正月十日
御年九四番隊初有

一　同年八月廿一日大清役武人
作月役合ノ組ニ成同月廿日
御年九　御殿ノ家ノ月日光
御ノ縁見治門豊御門設光
城有

一同年九月朔日外様田沖門口不逆
口番[illegible]
口番付　作右
虎沖門　沖城橋　数寄屋橋
筋違門　浅草門　小石川門
牛込門　市谷門　赤坂門
大夜山城守番

一同月廿日西丸ゟ已ノ上刻
沖本丸ゟ沖様御通筋西丸大手
様田門ゟ下乗橋中ゟ口番関番
大名方通ル　入沖口三家方
筋口方徒大名熟御徒者ハ
一本丸徒大名熟ハ徒者ハ
但口番ハ[illegible]
一日光沖門改ゟ後上様御用ノ外
[illegible]

一同月廿日　沖様御[illegible]
以上ハ[illegible]沖者ハ同御[illegible]
[illegible]
法町人[illegible]
沖[illegible]

一同月八日紀[illegible]沖[illegible]九日
日光ゟ　沖御代[illegible]
口[illegible]　作右

一同月十二日沖[illegible]同十四日[illegible]
検使ゟ浪検使ゟ下[illegible]
[illegible]

一天保九戌年三月十日巳ノ刻西丸
口[illegible]
沖城沖[illegible]

一大沖御[illegible]　沖本丸ゟ
[illegible]沖口[illegible]

[illegible]

一 文保十丑辰年五月十日

御年九歳ニ〆 [illegible]

西九ヶ [illegible]

大炊殿

一 嘉永五子年五月廿二日

西九ヶ不殘ハ焼失ス

右大炊御 御年九 [illegible]

一 安政六巳未十月十七日

御年九歳東海道ハ [illegible]

已出火ニ而不殘ハ焼失

天保十二丑年七月廿日用類ヶ月分出御
家女孫ゝ姫公同廿二日ヶ浦ゟ乳授

大御所様　御院号ヶ条
文恭院様ゟ有之　作公様ヶ月字
同唱名様ゝ者御結ヶ敷儀ゝ
ヶ様ヶ敷ヶ公将ゝ院様ゟ御ゝ上

松平備前守家来
高宮八郎兵衛

七月廿日
ヶ浦ゟ
書面　御出世中
御家名ゝ文字八可様来ゝ
御院号ゝ文字八我遠ゝ
事ゝ

同年八月十日類大ヶ月分初産祝儀
姫公同廿二日ヶ浦ゟ御渡

今度
大御所様　御法号ニ而
文恭院様ト申　御先代様ニ
同様ニ法号有之ニ付
後日ニ為ル様ニ
以上

六月十一日　松平紀伊守殿家来
遠藤宗右衛門

同断
書面ニ通ハ被仰付ニ
相成ル

和歌山表ニ通ハ同月分相渡
ス筈ニ

伊勢守殿京中屋敷九山下屋敷
高田地屋敷ホ二ツ百目ニ付大角
屋ニハ百俵宛ホ二ツ百目ニ付
ニ通ツ通ル二俵ニ付百俵
ニ付ニ通ツ通ル二俵ニ付百俵
ニ付ニ通ツ通ル二俵ニ付百俵
ニ付

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

弘化三丙午年

閏六月十日

一今朝松平伊賀守様御家来[illegible]
[illegible]今日秋山[illegible]途中迄
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 度職兼義合三日以上ハ出勤ニ御
為ニ御用番被義
西丸御老中被ニ
以使者ニ御中上ハ一日遠慮
ニ
ニ
不仕
右之文化巳辰年大月分被ニ
蒙
例
乗寛公御誕生 安永七戌年
正月四日
一 明番ハ度職ハ月御用番被
西丸御老中被ニ
当番被ニ
寛政巳酉年二月廿六日
一 松平右京亮次被ニ
一日ハ遠慮ニ
御出勤ニ
同七卯年十月十六日
一 右同人被ニ
同九巳年
一 ニ類服月九月十日十月朔日
兼職合三度ハ出仕ハ
同十日ハ
御用番
御直勤
同十年年
一 九月十二日日光
御宮 御霊屋 正廷宮参
御供被出仕
翌日兼合三度ハ出仕ハ六月十二日
ニ服御用 右ニ
御用番
御直勤

享和三亥年八月十四日

一 松平長門守様ヨリ被仰渡候ノ趣左ノ
三日ノ忌服市御屋敷ノ内十六日ノ忌
ノ忌服御市御屋敷ノ内十七日市用番様
西丸ノ忌中被為在候ニ付
市御休被遊

御進物之定

左ノ通御方様御役ヲ
作月ノ命
二箱 上ノ重
御指ノ口上
ノ通ニ〆帝鑑添
二箱 上ノ重
同断
同断

市大老様
御指ノ御役様
市老中様
市例市関様

同断
一箱 三ノ重
二箱 三ノ重
一箱 三ノ重
一折 二ノ重
夏ノ位
交ノ者一折

若ノ年寄様
市御司代様
市城代様
市例元様
寺社ノ奉行様

ノ奏者番様
ノ留守居様
大ノ月様
町ノ奉行様
ノ勘定ノ奉行様
大御町ノ奉行様
伏見町ノ奉行様
浪花ノ城代様
ノ作事奉行様

ノ歌ノ上

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

中國

丹波　丹後　但馬　因幡　伯耆
出雲　石見　隱岐　備前　備中　備後　安藝　周防　長門
拾壹ヶ國

西國

筑前　筑後　豐前　豐後　肥前
肥後　日向　大隅　薩摩

四國

阿波　讃岐　伊豫　土佐

関八州

武藏　相模　安房　上総　下総
常陸　上野　下野

三月　十三日　十五日　八日　未　丑　酉　子

五月　十五日　十五日　八日　未　子　酉　午

七月　十七日　十五日　八日　未　丑　酉　子

九月　九日　十五日　未　酉　子

十一月　十八日　十五日　八日　未　子

四月　十五日　八日　未　午

六月　十五日　八日　未　子　酉

八月　十五日　八日　未　子

十月　十五日　八日　未　子　酉

十二月　十五日　八日　未　午

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

桶

中ニ不埋ニて水をくむ桶ニ申

埋桶

埋桶ハ云中ニ埋ミ水を取る桶ニ申

越石

先代程村ニ新田ニ仕為成之時ニ等越石と申ハ荒村之内絶家ニ他村ニ系新田ニいたし越石と唱ひ申し

十二月晦日

一 今夜御帰ニ付年賀之為ニ名代出ス

史ニ嘉橋義之

三方浦紙

一 樹一かゝり栗 一数の子 一海老

一 たゝき一曲 一田作 一かや

一 昆布一数樽 一鶴俵一米

一 うゝぶち一 一ぶち一 一蜜柑 一鰹節

一 十水

出帝御

大書院 小書院 四親王御 大勝ス

中勝ス 別御 四侯家 四門跡

上ニ上ニ 中ニ上ニ 下ニ上ニ

素物定

壱万石〜壱人　弐万石〜弐人
拾万石〜四人　廿万石〜八人
百万石〜八人　拾万石〜十人

壱万石〜壱人　弐万石〜弐人
拾万石〜三人　拾万石〜四人
三拾万石〜七人　五拾万石〜九人

弐万石以上ハ御家来ハ勿論諸家
家臣ハ素物　御免ニ成　弐万石以下
ハ御家来ハ其所ニ相応ニ
御免

一御三家家臣ハ素物御免壱万石以下
ハ五拾石以上六月ニ外ニ何
十万石以上二度相応ニ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

他行市取締

文化十戌四月廿日

一 [illegible]

寅歟四年

遠方ニ仲仕等流行業ニ付[illegible]

[illegible]

以来ニ仲間並ニ仲仕共[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

一昭和二酉年別紙ニ通り書之ス

中場所取扱人員遠ニ二千五百人

[illegible]

但右里数ニ付ても渡船発着場所ニ而

[illegible]

場所ニ付外ニ取扱ス書ニ而

[illegible]

七月　大月分

右ニ通り関所ニ而里数ニ付ても関所

有ル場所ニ付渡ス者ニ而ハ[illegible]

[illegible]

明和二年取扱い書付

大月分ト

先年迄年四ヶ所ニ付[illegible]

[illegible]

其ノ所一代ニ一度ニ[illegible]

[illegible]

一度ニ[illegible]年四ヶ[illegible]

[illegible]

但[illegible]外ニ[illegible]場所ニ[illegible]

[illegible]

右ニ[illegible]文[illegible]

[illegible]

二月

天保十亥年十月御用番[illegible]

[illegible]

出[illegible]振[illegible]婚姻[illegible]男[illegible]

[illegible]郷[illegible]

伊豆[illegible]

一

小堂伝紙左京之文紙内為幸七郎左衛門
次郎八後頼ゝ通智年寄之
作分ハ依吉娘ゝ婚姻お慈ゝ後
男子出生ハ如養娘後ハ
ハ婚地方未吉ゝ次郎娘後頼通
同九戌年十二月廿日頼ゝ通
作分ハ依婚姻お慈ハ如次郎後
養父幸七郎ハ歳ゝ通不ゝ来ゝ熟後
う後新ゝ来ゝ娘ゝ離後ハ後
出生ゝ男子今一郎後ハ幸七郎
方ハ来ゝ次郎ハ後ハ養父ハ
三郎左衛門方ハ来ゝ中後ハ
後ハ深ゝ処お遠ゝ来ゝ幸七郎
頼ゝ通
作分ハ出来中後ハ
双方頼ゝ通養子次郎後ハ
後ハ実方ハ来ゝ中後ハ
次郎ハ姓今一郎後幸七郎方ハ
後ハ

ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

忘又十日八　三十九日
忘三十日八　十一日
忘二十日八　七日
忘十日八　四日
忘又日八　二日
遠急三百八　二日
[illegible]　三日
右[illegible]
[illegible]
[illegible]

朱書

三奉行支配分

寺社　寺社順
関八州ノ外私領　寺社奉行支配
関八州ノ内ニテモ寺社領

浅草町中
寺社順ノ町　町奉行支配
寺社門前並寺領地者

関八州ノ内私領ニ
関八州ノ内料所　勘定奉行支配

一　中川　板橋　ノ内　本所　深川
但武蔵国橋場町　浅草
品川　大森　ノ内ノ事
御代官支配ニ付不残武蔵国内
品川代官代年貢地ノ事

本文

武家　寺社　浅草

右ノ内住居ノ者ハ町奉行支配ノ人ハ町奉行ノ支配ノ事
寺社ノ人ハ寺社奉行ノ支配ノ事

一　名主ノ事　八名ノ事
一　醫師作法人ハ町ノ支配ニテモ町奉行ノ支配ノ事

保定所始ノ事

一　保定所ノ儀ハ寛永八年ノ頃ハ
始定ノ年二月一日町奉行遠田
弾正忠宅ニテ和中ノ会合公事訴
訟ヲ聞ケリ其八酒井雅楽頭殿
和中宅ニテ会合有ル定ノ年十二月
十日保定所ヲ北ノ十二月二日ニ
於保定所始ル会合ハ毎月

二日十日廿二日ニ廿三日ニ廿四日ニ廿五日
八月廿六日青木新兵衛ヶ情ニ参ル貴殿
出発始メ宗田七左衛門

寛和二壬戌八月

寺社奉行所ヘ

日光門主ニ通行ニ付
御用見ル上ニ者途中ニ而
ニ細ニ会釈ニ及ハ不申
ニ差別ニ有ニ候ハ不申
ニ而ハ不叶ニ而ハ
ニ而ハ仕様ニ而ハ

伊奈長之助

八月

ニ書面ニ紙上野桃園寺ヘ如
別紙ニ色中ニ出ニ候ニ付
書付写一通ニ色中ニ
松平右京亮

日光御門主ニ通行ニ付
御用見ル上ニ途中ニ
ニ会釈ニ及ハ不申

以前の通り武士等に
布令いたし候ものに
以途中に出逢し者共
いたし候中に布令の下
御用見いたし候ものに
致接拶いたし候儀仕候
十七
八月

糸見流
摺伽流

摺大に見武家諸法度
寛永元甲年十月晦日
以後屋敷に摺大に見武家諸
不苦旨仰渡候事

十九
以書面大に見後屋敷に
摺大に見ものに致旨仰渡

武家諸法度
不苦旨仰渡候事
十月
井戸掘旨仰

一 京中吏規
書式凡例

父母 養父 養母 子 嫡
祖母 嫡母 継母 伯父 我父
叔父 我父弟 姪 我兄弟 姪 才 妹
妻 妻ハ他出ノ分ハ出郷ノ妻ハ他
姪 我弟妹ノ子 孫 侄 侄ノ子
侄父 侄母 侄父姉 侄父妹 我父
子長ハ白兄弟ト 少ハ白弟妹ト 男女ノ子
外祖父 外祖母 婦
外甥 我姉妹ノ子 我父ノ姉妹ノ子
姪子 我父ノ姉妹ノ子
甥 我母ノ兄弟 姪 我母ノ姉妹ノ子

聞子 [illegible] 換子 [illegible]

家女房 妻ノ下

養父ニ丁娘女ニ取ル迄ニ婚姻
未タ娶ル養父死ス養母ニ名目
ニ

[illegible]年

同姓毛利法師ニ養父ハ出家ニ
預ル ニ同人養母方ニ引ル
未相続ス養父死ス仕ル
方ニ及ル如病乱ニ
死ス仕ル服忘ス
毛利[illegible]

九月十二日 [illegible]

[illegible]

書面ニ通ハ養父ニ丁娘女ニ取

ル迄ニ婚姻未タ娶ル養父
死ス仕ル養母ニ名目
服忘ス

神社仏閣ニ[illegible]
[illegible]

[illegible]年六月十日ニ預大四月分
[illegible]

遠[illegible]家又ハ親[illegible]
神社仏閣ニ[illegible]
先祖[illegible]長病[illegible]
[illegible]
或ハ馬[illegible]
[illegible]
[illegible]

六月十日

小林[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永六巳年八月十九日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

米見之預相渡以後見延定免
場別年貢地之儀相預以後年貢
年貢地相預以年之用之儀
[illegible]

拝領屋敷相極帳覚

一 八百坪 [illegible]
一 千坪 [illegible]
一 千八百坪 [illegible]
一 二千百坪 [illegible]
一 三千百坪 [illegible]
一 六千坪 [illegible]
一 八千百坪 [illegible]
一 七千百坪 [illegible]
一 千坪 [illegible]
一 二千三百坪 [illegible]
一 武千七百坪 [illegible]
一 四千五百坪 [illegible]
一 九千百坪 [illegible]
一 七千百坪 [illegible]

右拝領屋敷坪数大方計通相極候
[illegible]
元禄六丙年八月六日
[illegible]

元禄十七甲年六月朔日番元
新紙屋敷坪数相渡坪数
相渡以覚

一 九百坪 [illegible] 一 七百坪 千石
一 八百坪 九百石 一 三百坪 二百俵
一 二百坪 百五十俵

右[illegible]小性組[illegible]書院番[illegible]百坪[illegible]

宝永元甲申年[illegible]月十日
[illegible]
一 武千坪 [illegible] 千石
一 千五百坪 [illegible]

坪数武百坪[illegible]者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

留主居以下武番　土蛇製造　以様子
以御用役　大工番　以侍　藤番
以目付役人　進物役番　植木奉行
押以方敵役　以目付役　以歴方　以作事
以鉄砲奉行　思敵役　以中間役
以小人役　以鷹匠役　欠番奉行
小普請方　吟味役

坪数弐百坪以下百坪以上持ち之者
〃　新
学問所勤番　小普請世話役　以普請

坪数百坪以下之者
徒組同心　坪数書役　小普請方
吟味役　添方代　沖方代
伊賀者　大番下役　以作事役
鑓奉行書役　小普請方役下役

以本番下番　伊賀格吟味役
進上役次下番　以作事方書役
留主居以下武番下番

坪数拾坪以下之者
以中間　以小人　以普請方下役
以掃除〃者　仕丁　小石巻　以用
以〃者　以御目通勤役以下番人
吟味上以普請方〃者　吟味上以歴〃者
思敵〃者　小普請方役役相書
右〃　以御役役以坪刻〃
右〃　以御役役以坪刻〃
右〃　外三十二年以前元禄二酉年
以作法以格坪〃　以二以格坪
坪数相対勘〃　一
寛政改元年八月更以長崎元〃
御坪数評決以三ヶ年相対勘決
相対勘決以〃一旦相対勘決以上又

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

相対賃銀の減額ヶ年賦支払之儀願

一切作料銀弐貫作料銀弐貫作料銀弐貫
〆壱貫作料銀

百石以上　作数百人ハ二百作位
役くハ百作位迄

六十石以上　作数百人ハ七十作位
役くハ七十作位迄

三十石以上　作数百人ハ三十作位
役くハ三十作位迄

十石以上　百人ハ十作余迄
役くハ十作位迄

三百石以上　百人ハ三百作
役くハ三百作位迄

百石以下　百人ハ百五十作位
役くハ百五十作位迄

御目見以上　百人ハ三百作内外迄
役くハ三百作内外迄

御以上　百人ハ二百作内外迄
役くハ二百作内外迄

御以下　百人ハ百作内外迄
役くハ百作内外迄

右ハ作料ハ動揺ヶ年賦ニ相願
役数百人ハ動揺ヶ年賦ニ相願
右之通年中ニ皆済ヶ年賦ト同様ニ
願ヶ

同月

五石以上人数定法

作料ハ書付ニ

一法令和年動ヶ命従者負数不及
断ヶ
作法銀壱五石中御番所大棄
法　作料ハ人数多ク差出
自分ハ役五石ニ相当ヶ大概ヶ人数ヶ
ハ定法　作料ハ千米

一通年ニ石ヶ御用法　作料ハ民下人
ヶ用下役人ヶ人ヶ動ヶ役ハ
向後在料ヶ伝馬ヶ用ヶ作ヶ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

人数ハ減ス　但シ上ニ記スル通リ
手廻人数ハ絶ヘテ少シ居ル人ハ
隠シ人数ニ付テハ一百人ニ付テ
二十石ノ内ニ上馬ニ十疋ノ士ノ
但自分ノ馬ハ以上

足軽　百弐十人
中間人足　二百五十人

十万石以上馬上拾疋
足軽　八十人
中間人足　百五十人

五万石以上馬上七疋
足軽　六十人
中間人足　百人

三万石以上馬上三疋
足軽　弐拾人

一只今迄少人数ニ召抱置ル者ハ
不苦ニ候

一万石以上以外ハ新ニ召抱ル者ハ
准ジ得ル事

寛永六巳年十月朔日

同月
私領仕置ハ
以上ハ
一逆罪ハ有仕置ニ事
一分限ハ有ハ以者仕置ニ事
右ハ科人有ハ逐吟味一通
中迄ハ外ニ法ハ
何ハ
中分ハ他所ニ入組ハ

順門殿[illegible]六郎宰相[illegible]継[illegible]
[illegible]者[illegible]
元禄十七年六月

[illegible]

一 延[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 水馬同二十年七月十三日大川[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
一 寛[illegible]十一申年十月[illegible]
[illegible]

[illegible]

大東[illegible]
親子 兄弟 聞 小聞 伯母
聞 姪 祖父母 従弟 聟
正保二戌年社 作[illegible]

[illegible]

極酒大概

一 正一位ハ神[illegible]極位[illegible]
[illegible]
一 従一位ハ人[illegible]極位之
大政大臣と[illegible]
一 正二位ハ太政同大臣と[illegible]
一 従二位ハ大中納言と[illegible]
一 正三位 従三位ハ宰相 中将
[illegible]
一 正四位ハ少将と[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

一侯爵　西園寺侯ハ侍従と称す

一侯爵　三条侯ハ従前官吏と称す

一西園寺侯　花山院侯　侯爵

一侯爵ハ上下とも四人ハ西園寺

ハ侯爵と同上と同

一唯一侯爵とも侍従ハ素之侍従

ハ[illegible]

一公侯とハ　大中納言　宰相　中将迄

一参議とハ　宰相　中将と定

一殿上人とハ　少将　侍従　四位五位

人とも殿上

武家臨幸西園寺内

御三方御簾中通行敬礼

御同見以下倍臣ハ不乗下馬

御同見以上ハ乗下馬

不中並万石以上ハ万石格ハ乗

万石以下ハ乗下馬

往用人中並以上ハ乗

一格家老ハ乗

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

嘉永甲寅年四月十四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一箱根御関所往来[illegible]

[illegible]

一今切御関所[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通[illegible]

四月

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

年寄中勢之補被仰付候ニ付同会仕候ハ
書付差紙

四国当番方国元ニ向書付

天保十四年十月廿日四国当番 牧
丹波守様ヘ松平伊豆守様ヘ之書取之
御渡ニ付今日御用部屋中ヘ之書
ニ通ヲ三ツ十月中旨丹波守様ヘ持参

一 今回関所廃絶通方ニ付出ル分
筒ニ大小ニ不拘負数ニ応シ
但旨目ニ拾目以上或ハ旨目二旨目以上
ハ十ヲ出ル ニ付ハ十ヲ出ル方ニ
取立ル様方ニ付

四国当番伊豆殿所様絶通ニ付出ル分
筒ニ大小ニ不拘負数ニ応シ
ニ付一通ニ付ハ十ヲ出ル方ニ取立

永六癸丑年八月廿日

一 左ニ四国当番方公用方ニ申渡

四ツ

伊賀守

四国当番方所持ニ大筒鉄砲ニ撃渡ス
但上表後い申ニ上屋敷ニ不留置
差紙ヲ以四門ニ渡方ニ事
但車鉄ニ付従来之通り事

下ケ札

書面ニ通ヲ大筒鉄砲ニ付
四国当番方ヘ在国井目撃渡ス事
但右之四門ニ四国当番方ヘ
四国当番方ヘ
但車鉄ニ付ニ付ニ付
ニ事

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

同月十日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

一 [illegible]

以上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同六亥年六月十五日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上

二布縞二布白〻幕代用ス
[illegible]

走書

天保六未年十二月

二布縞二布白〻幕ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以上

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

別紙目録之通被仰渡候
右之趣常番之者共江被
仰渡候不苦御之儀ハ同役
一統伺候仕候ハ[illegible]
六月　一色邦之助

寛永四癸卯年十二月廿九日右之目録
山奏者番江申渡

水之間
中山備後守
尾張殿家老
成瀬隼人正
竹腰左京亮
紀伊殿家老
水野左近将監
安房殿
向後毎年元旦諸大名
御門書ヲ以下ル
右之通被仰渡候事
寛永元甲子年閏二月二日
右之通有之
昨年寅御書付之通四之家

方家紋付の帷子一領、御使番
肩衣上下、出張の節、
同二月六日
一 右之通、四書付伊勢守様へ下
名紙を以、出羽守様へ被差出、
伊賀守様へ被差出、
以上
伊勢守
中山備後守
尾張殿家老
成瀬隼人正
竹腰山城守
紀伊殿家老
水野左近将監
安藤帯刀
右之通、御用書を以、御使番
御使番、其外、月番の目書を以
差出、返礼出ル事
一 四家方へ、公儀より被
出ル、被達書出ル事
但、御使番、表に長袴着ス、
差紙ル事
二月
同月二日、伊勢守様へ、
以上
大和守
以上
四家方へ、家老より、
御用書を以、被達の節、百姓共
次第、川筋通り、四家方へ、長袴
不相成、一分、名頂戴、相成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天保六癸亥年六月一日

一市中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天保十一庚子年十月廿三日

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永七甲寅年四月六日午刻出火
〻〻ハ東風烈敷日ノ御門焼ス
大宮御所
仙洞御所
禁裏御所
堂家衆殿方上西ノ御門ヶ丘ヶ東迄
中立売上中ハ長者町西ヶ大宮ヶ
ヶ本通焼抜ケ申
天明八申年ヶ尚寅年迄ヶ拾二年
同

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

安政二乙卯年七月十七日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

今般檢分ニ
順德院御所ニ四忠御所等ニ
而〳〵無疾箱草葺破損用銀
仕
作ル

大谷小藤次屋敷数坪数
壱千九百四拾八坪余
大谷藤次屋敷数坪数
七千九拾八坪余
南附
水戸中山用屋敷

西本ヶ屋敷数坪数
四千八百九拾二坪余
南附

能登橋ヶ河ヶ屋敷数坪数
四千九百九拾坪余
南附
吉ヶ山宋庵屋敷
キヤ屋敷ニ八昌寺ニ
四間

浅草新寺町屋敷
六千四百三拾四坪余
南附
戸田周防屋敷

能登屋屋敷数
四千八百九拾坪余
南附
遠藤但馬屋

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

常盤橋内屋敷
四千七百九拾余

南側
玄井大炊殿組

日比谷御門内屋敷
四千五百七拾二坪七合九夕

南側
志田備中殿

柳原八丁川町
元禄年間屋敷
五千九百二拾二坪
浜町八川堀中屋敷
二千四百百坪
牛込東寺町中屋敷
三万九千八拾四坪余
西丸下大坂屋敷
八千三百八拾四坪
小川町中屋敷
七千八百三拾四坪

南側
酒井右京亮殿
元禄四年二月
酒井隠岐守殿
河内人数
内藤紀伊守殿
安政六年二月十六日
紀伊殿屋敷
内藤紀伊守
浅井内匠頭
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
二千五百四拾坪余
[illegible]
[illegible]
[illegible]
七千八拾坪
[illegible]
六千五百六拾七坪余
[illegible]
七千五百三拾坪余
[illegible]
牛込山伏町
五千四百三拾七坪余
柳原武蔵守屋敷
元禄年間

牧野備前守殿
河内人数
河内人数
[illegible]
阿部伊勢守殿
南側
酒井左衛門殿

天保五年午二月廿八日

一 [illegible]

以外ニ合力ニ成ニ[illegible]

同年三月十一日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年七月廿日

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

一 御[illegible]〜後日書付　御[illegible]有〜
以用方〜出[illegible]〜以来出方〜[illegible]
中[illegible]〜[illegible]〜[illegible]
中[illegible]〜[illegible]
天保六年年四月廿六日
一 四類焼ニ付今ニ高[illegible]
同年肖十九日
一 御月番〜[illegible]
御法素〜御法素[illegible]
御代御　御裏方御〜後御
〜銀中上[illegible]
御方御後取潰以如
光尾院御〜[illegible]
御裏方御[illegible]
千〜金〜

御方〜御[illegible]
二枚迄〜御[illegible]
二枚八武俵[illegible]
[illegible]
[illegible]
六月十六日　[illegible]
四用人

天保六年年九月十一日
一 三州[illegible]中〜御[illegible]村[illegible]
[illegible]
同日
一 三州山中法[illegible]
〜〜文[illegible]〜後御[illegible]
[illegible]八同少年四年考元八[illegible]
中上
同年十二月十九日
一 大樹寺[illegible]伝樂院〜[illegible]

仰付

天保六乙未年十月七日

一 奥平吉[illegible]

右 仰付近分[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寄合

出右馬奉ル

牧野順三郎

右ハ外宿出ル

各番同断

右ハ一昨日七日病気初ル又ハ

御城ニテ発病ニ付病気初ル又ハ

忌中ニ付出仕ニ及ハス

十二月廿六日

右書付ハ月番ヨリ達ス

天保六年十二月九日

一昨日御勘定ニ物見ヲ入

二三日間延ニ成ル上ニテ

以来八ヶ月一日間ヲ延ル

ヲ以ル伺済

安政二卯年八月十日

一右ハ通ル書付ハ勝手ニ落流

大目付ヘ

水戸中納言殿

海岸防御ニ付

御普請ニ付

城主ヘ通ル

作法ニ

右ハ通ル

作法ニ

安政三辰年七月廿日寺社ヘ

安藤対馬守ヘ達

御紋付

一石御燈籠　御年社頭小例板橋際　寸法長
歳有浣棕　御霊所勅願所外
一同　寸法長
常宗寺浣棕
一同　寸法長
有徳浣棕　御霊所
一同　寸法長
浚明浣棕
一同　寸法長
文殊浣棕
一同　寸法長
最樹浣棕
一同　寸法長
増上寺
台徳浣棕　御廟下
一石御燈籠　寸法長

文殊浣棕　御霊所
一同　寸法長
有章浣棕
一同　寸法長
惟信浣棕
一同　寸法長
慶人浣棕
一同　寸法長
右地震ニ而損ニ付義以前然ハ家ハ
所後ハ後上野ハ別当英増上寺
御霊屋年番ニ付中ニ五石御燈籠
ハ後上野ハ小堂信ニ付浣棕ハ増上寺
浣棕寺ニ付文殊ハ之ニ寺ニ付
浣棕ハ名ニ細小堂信ニ付浣棕
ニ付及相合ハ一ニ付

朱書

安政二辰年九月廿日[illegible]

[illegible]十二月八日[illegible]

一 公義御役不[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通

安政三辰年十二月廿七日ヨリ社内諸末
物潰及小候様右之節相ヨリ問合ル事
ニ付ヶ之ヶ口ヶ帳ニ
神主又ハ代験ハ浦ニ人郷組
又ハ春日ハ人ヶ方ヶ問屋ヶ
ヶ所ヶ人方ヶ問屋ヶ及
ヶ所ヶ人方ヶ問屋ヶ
ヶ所ヶ問合ヶ上

水野和泉守家来
松本弘

十二月廿七日

問屋ヶ

若州様ヶ問合ヶ内
安政四丁巳年八月十七日
一今秋ヶ屋敷ヶ
若州様ヶ御使ヶ
ヶ
ヶ
ヶ
ヶ
ヶ
ヶ
問合ヶ処済ヶ

覚

天保十二年
御先代様其御屋敷ヶ
ヶ
義大守様ヶ御使動ヶ
但右御代動ヶ
右之通ヶ
ヶ
ヶ
八月

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

[illegible]

安政五戊午年

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

八九月中
一 初鮭　　三本
十十二月中
一 初鱈　　三本
十二月中
一 内鱈　　三本

右之儀ハ例年為御献上
御用ニ差遣青竹筒巻仕
候ハ被遣之旨ニ付
被遣之ニ而ハ無之ハ
根掘ニ公儀ニ仕
不申候ハ
ハ別紙ニ
出作ニ付
十月十二日

[illegible]

類例書取

文政四辛巳年十月十日ニ竹巻仕
西丸ニ御献上御献上
筒巻ニ仕
海合ニ
十月十三日ニ書取
書面ニ
[illegible]

一 別段取扱心得方之儀ニ付文化六巳
九月十八日大目付ニ
問ニ
十月十日ニ
御代

書面
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八ツ半時迄ヲ三ツト唱ヘ、七ツ半ヲ二ツト唱ヘ、暮ヲ一ツト唱ヘ、夜ハ九ツ迄ヲ九ツト唱ヘ、夜ハ九ツ迄ヲ九ツト唱ヘ、且上中刻ハ後九ツ半ヲ上刻、半時ヲ中刻ハ心得次第、時ヲおい表ヲ下刻ハ心得ル事

年中衣服附

正月

元日　六ツ半時　裃束
二日　六ツ時　裃束
三日　同長袴着座敷ヲ礼
同夜　市蔵初七ツ半時長
四日　例刻の一め麻
五日　同刻
六日　六ツ時裃束寺社ヲ礼
七日　六ツ半時の一め麻
八日　今日ハ年服
十日　上野
十一日　六ツ半時厨ヲ目麻四人三ツ目
十二日　例刻　厨ヲ目
十五日　七ツ時同刻
十七日　紅葉山

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

廿四日 芝
廿八日 五ツ時の〜め麻
晦日 上野

二月

朔日 六ツ時 御中日麻
日光御門主御對顔の〜め麻
十日 六ツ時 服紗麻
月次御礼先ニ〜
廿八日 五ツ時 服紗麻

三月

朔日 例刻 服紗麻
三日 五ツ時 の〜め麻
十八日 同 服紗麻
月並御礼先ニ〜
廿八日 例刻 服紗麻

四月

朔日 五ツ時の〜め麻
今日ヨリ 殿中長袋不用
十日 六時 服紗麻
電市俊生ヨリ紹介
十七日 紀葉山
廿日 上野
廿八日 六ツ時 服紗麻
晦日 芝

五月

朔日 六ツ時 服紗麻
六日 五ツ時 深帽ヨ長
八日 上野
十日 五ツ時 深帽ヨ麻
御使ヨリ使ヲ日ノ
十七日 紀葉山

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

廿八日　例刻深帷子麻

六月

朔日　五ツ時　深帷子麻

十一日　芝

十五日　例刻深帷子麻

十六日　六ツ時深帷子長五尺

廿日　上野

廿八日　例刻深帷子麻

七月

朔日　五ツ時　深帷子麻

七日　同

十四日　紀葉山

十五日　例刻　深帷子麻

廿八日　五ツ時　同断

八月

朔日　五ツ時　白帷子長

十五日　同　深帷子麻

廿八日　例刻　同断

九月

朔日　六ツ時　服紗麻

八日　上野

九日　六ツ時　服紗袖長

五尺五寸　上表色二百五拾本　花色二百五拾

十日　今日より上表用

十六日　六ツ時　服紗麻

十七日　紀葉山

廿八日　例刻　服紗麻

十月

上旬　タ七寸　のし目長

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朔日　ムツ付　服紗麻
十四日　芝
十五日　ムツ付　服紗麻
廿八日　例刻　同

十一月

朔日　ムツ付　服紗麻
十五日　同　同
廿八日　例刻　同

十二月

朔日　ムツ付　服紗麻
十三日　例刻　同
十五日　ムツ付　同
十七日　紀葉山　同
廿八日　ムツ付　同

一　同次御礼若年寄
　　御礼　御礼麻
一　節分服紗麻　出精進日
　　有
一　紀葉山芝上野厨斗目或
　　麻布麻平服
一　以前婚宴後家督初御礼厨斗目
　　長一同　麻
一　昨　御目見　明清礼厨斗目麻
一　遠国病後御礼服紗麻
一　公家元　御対顔　出家
　　汗見　麻
一　石付礼　御目通　公役
　　平服
一　恐悦一統服紗麻
一　御機嫌伺　中
　　麻御注事帰一統服紗麻

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

一　石人普請ニ服の用
一　四麻当座厨八斗目麻ニ座敷服紗
麻
一　蔵書目録六七日服紗麻
一　右ハ浜御上野ハ正月三日迄之
間ニ日迄ハ　め麻或ハ裃柔年日
服紗麻ハ十三日ヶ月石以上ハ染
帷子麻

右ハ普請仮格ニ付
石抱ハ初米武拾俵弐人扶持ハ
手限ヲ以ハ蔵目録之ハ
承合ハ私ニ仕ル

表永六丑年十二月普請仮御作法ハ毛
ニ付ハ書付ハ別ニ渡ス
松平左衛門ニ渡ス
中溝義次郎

和漢名數之内書抜

奈良東大寺大佛　朝野群載ニ曰
結跏坐高五丈三尺五寸面長丈六尺
廣九尺五寸目長三尺九寸口長五尺
七寸耳長八尺七寸肩徑長二丈
八尺七寸掌長五尺六寸中指長
五尺滕厚ス七尺螺形九百八十六熟
銅七十三万九千五百六十斤白鑞
一万二千六百十八斤鍊金二万三千六兩
炭一万六千二百五十六斛大佛殿東西
二十九丈廣十七丈南北也

京都方廣寺大佛　結跏坐高六丈
面廣丈七尺長三間口廣七尺五寸
長五尺七寸鼻高五尺五寸滕厚ス尺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

耳長一丈一尺五寸兩脇廣五尺一寸
中指六尺大佛殿南北四十五間二尺
五寸東西二十七間五尺五寸棟高二十
五間柱數八十本柱徑五尺五寸

日本國中寺院惣數

天台宗　千八百二十ヶ寺
海左宗　拾四万二十ヶ寺
禪　宗　七万一百ヶ寺
真言宗　七万千百ヶ寺
律　宗　九千一百ヶ寺
法相宗　六千二百五ヶ寺
時　宗　二万七千十六ヶ寺
大念佛宗　千五百十ヶ寺
法花宗　八万三千二十ヶ寺
一向宗　十四万五千六百五寺

内
西　四万五千十八ヶ寺
東　八万八千五百四ヶ寺
高田派七千五百二十ヶ寺
佛光寺派八千五百二十ヶ寺
以上

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

惣会器搭方六千五百三ヶ寺

宮門跡〻〻事

寺法方雑記書抜

天保四巳年正月十日加賀宮様ゟ能〻御ゟ四ヶ寺
各月交番賀宮様ゟ内田中能〻助進達四十月各
出会ゟ能十上〻仕候〻ゟ御ゟ能〻ゟ能仕候能〻
無会ゟ能十上〻仕候〻ゟ御ゟ能〻ゟ能仕候能〻
同人中〻〻

宮門跡其外宗有義法縁起儀
取調ゟ紙十上ル書付

同宗総寺

宮門跡

真言宗　仙洞ゟ養子　二条右府殿御孫　仁和寺門跡

天台宗　仙洞ゟ養子　二条関白殿御孫　妙法院門跡

天台宗　仙洞ゟ養子　二条関白殿御孫　聖護院門跡

御系図

聖護院殿　二条関白殿　昭高院

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

天台宗　御室住　仙洞御所　青蓮院御跡
浄土宗　仙洞御所　知恩院御門跡
真言宗　仙洞御所　勅願寺御門跡
法相宗　仙洞御所　一乗院御門跡
天台宗　仙洞御所　梶井御門跡
天台宗　仙洞御所　曼殊院御門跡
天台宗　御室住　昆沙門堂
日光准后御門跡
天台宗　仙洞御所　毛利院御門跡

比丘尼御所

禅宗　仙洞宮女　大聖寺
禅宗　仙洞宮女　寶鏡寺

禅宗　御室住　曼華院
禅宗　御室住　光照院
禅宗　南禁寺末寺　天皇住見院宮　靈鷲寺
禅宗　東福寺末寺　天皇住見院宮　圓照寺
禅宗　御室住　林丘寺
法相宗　有栖川宮末寺　中宮寺
禅宗　御室住　慈受院
夢窓疎石流宗派寺
浄土宗　御室住　三井智恩寺
律宗　御室住　法華寺
日蓮宗　伏見宮宮女　瑞龍寺
禅宗　御室住　総持院
禅宗　日野及一位宮家　天皇親町天皇住　寶慈院

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

天台宗　園城寺末門跡　本光院

摂家門跡

真言宗　近衛殿子　大覚寺門跡

仙洞院参ス
宮方摂門院ノ子

法相宗　二條殿子　慈恵道親王

天台宗　御老後　大乗院門跡

真言宗　鷹司殿子　実相院門跡

真言宗　鷹司殿子　三宝院門跡

同　新門

真言宗　二條殿子　随心院門跡

真言宗　御無後　安井門跡

准門跡

一向宗　西本願寺

一向宗　東本願寺

同　新門

一向宗　興正寺

一向宗　佛光寺

一向宗　尊修寺

一向宗　錦織寺

同　新門

右之達官門跡比丘尼御所摂家門跡准門法親王其他後
内御所後水尾院以処宗門之
ゆゑ比丘尼御所摂家門跡之
いつれも法体ゆゑ皇子又ハ摂家
方ゆゑ門跡才ゆゑ門跡法体

[illegible]

三

九月

[illegible]

明和九辰年八月日光宮極楽寺戒師
[illegible]

一 戒師与中興者戒法之事

但天台宗戒法二流ニ山門戒壇ニ法ス

一 灌頂法流八密教之事

但密教ニ法八天台宗ニ与ル法流ニ無之
和迦ニ秘ス故ニ戒法ニ秘ス故ニ
何流ニ与シ天台宗ニ秘ス故ニ戒壇ニ
法ス可ス

一 御流儀之数多有之共
方ニ分流ス事ニ有之

三昧流

秀蓮流御門跡
曼陀羅流御門跡
桃井御門跡
妙法流御門跡

法曼流

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

一 門流後達之事 飛騨ノ例

法華院

日光寺門流

日光寺

三條院

青蓮院之法華堂

三條院

尚青蓮院門跡

法華院

青蓮院門跡

右之通門流後達 [illegible] 飛騨ノ例

[illegible] 門流後達 [illegible] 飛騨ノ例

[illegible] 天台宗一派 [illegible] 門流後達 [illegible] 天台

真言宗ヶ達 [illegible] 飛騨ノ例

不申候

十八箇寺檀林

小石川 傳通院　鎌倉 光明寺

飯沼 弘經寺　凡連 常福寺

新田 大光院

小金 東漸寺　筑波 長福寺

江戸橋 大念寺

佐倉 弘經寺　海國寺

原川 靈巖寺

川越 蓮馨寺　生実 大巌寺

本郷 靈山寺

浅草 幡随院　鶴山 大谷寺

下野ノ国

佐野 [illegible] 院　二宮 壽院

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

真言宗醍醐寺

伊豆修行記別當 般若院　金剛院　大山　八大坊

係念 成就院　まつり 金輪寺

切通

土山殿領 金地院　月輪　松殿

大隈 薬師院持仏

日光 日輪院　月輪院

東海寺

大徳寺院 真珠院　玄性院

大護院

大徳院

朱書

牛込
厳松寺
湯島
麟祥院
谷中
妙法寺
駒込
大乗寺
浅草
日輪寺
下谷
西徳寺
小川
大乗院
芝山
風間寺
遠州浜松藩江戸菩提寺

仲田明神社
芝増上寺
白山神社
中井丹後
神道方
吉川宮之進
東叡山月代
田村橘太郎
小石川稲荷社
小泉出雲
吉原
吉原方伺
連歌師
坂昌成
蓮京伝墓
上野稲荷

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

天台宗

龍王院
佛頂院

法相宗

玄
純　戒

一向宗

正定寺
速成寺

同宗

正覺寺
法光寺

曹洞宗

総泉寺
青松寺
泉岳寺

日蓮宗

総寧寺
龍穏寺
大中寺
泉福寺
根生院
泉勅寺
真福寺
松源寺

真言宗

新義真言宗

朱書

浅草 海禅寺

芝 東禅寺

白銀 瑞聖寺

浅草 海福寺

浅草 唯念寺

浅草 称念寺

桜田 浅泉寺

寛永寺 食蓮二昧院

寛永寺 寂静院

安養院

本至院

瑞輪寺

若王寺

宗延寺

法恩寺

幸龍寺

宗林寺

兼敬寺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

同断　朝倉寺
九山　本妙寺
芝　長遍寺
不川　妙國寺
不川　本光寺
侍従　慶印寺
芝神明宮　金剛院
同神社　西東山城
小倉大神社

天台宗
船下乗

紀葉山衆人
同大乗寺
同　御宮司
同　御霊殿
真言
将棋

右直船下役人船

但　御下乗ハ船下乗
同　神社
小汁徳助
平吉日向

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

山田織部
田村八郎
備木勘解
石川主斗
敷兵庫
備木上総
森田[illegible]
恵元院

龍王院
寂意院
梅之院
一同寺番頭
蓮徳院
福本院
寶栄院
蓮寿院
牧長院

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

真言宗

・宝泉坊

日蓮宗

高林坊

玉泉坊

・和田内記

・利益院

天台宗

・覚泉院

・中村月乗

浅草寺

宗旨寺

春海

長寿寺

浄性院

玲木之助

梅林寺

南蛮山

玲木市右

玲木山城

今市尾二ノ村
鹿嶋明神ヲ
香取宮同
右条員
[illegible]
下谷西浦寺許沢
惟 伝寺

市脇所寺社
天台宗

浅草
浅草寺
目黒
瀧泉寺
街道
[illegible]院
隅田川
木母寺
本所
最勝寺
本下川
浄光寺
赤堀西願
今ノ町村
三[illegible]院

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

同順
麻骨村
観音寺

浄土宗

目黒
祐天寺

小松川
仲秀院

板橋
宗蓮寺

古義真言宗

足立
金蔵寺

赤川
永代寺

三田
放生寺

新義真言宗

大塚
護持院

中野
寶仙寺

巣鴨村
真性寺

上中宝院
明神別当
城宿寺

三川島村
観音寺

元戸
善門寺院

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

志村
延命寺
大谷田村
常善院
江谷田村
東福寺
長浦村
正泉寺
下沼田村
延命寺
上沼田村
正福寺
荒有村
東明寺
蓮沼村
南蔵院
柳田村

明王院
三石村
南蔵院
川中島村
平門寺
西新井
熱持寺
金町
金蓮院
新宿村
勝鬘寺
同
浄光寺
不入斗村
密厳院
下小岩村
泉龍院

彩宿
寶蓮寺
小岩田村
正真寺
笠又村
真傳寺
小谷野村
寶性寺
下平井村
光明寺
八王子二丁目
安養院
洲崎
吉祥寺

禪宗 秋葉
品川

東海寺
廣尾
天現寺
渋谷
祥雲寺

黄檗

本所
普濟寺
牛込
弘福寺
飯倉
泰雲寺

曹洞

橋場
総泉寺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

渋谷
長谷寺
品川
海晏寺
深川
霊運院

日蓮宗一致

雑司ヶ谷
法明寺
千住中村町
日慶寺
板橋内村
妙法寺
下総真間
久法寺
東禅寺西隣二石井田

城立寺
東禅寺西隣上宮村
蓮昌寺

勝劣流

小川
妙國寺

本門寺流

池上
本門寺
恵方村
養源寺

中山流

武州足立郡
徳倉村
安穏寺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

西本願寺派

麻布 善福寺

西久保 光明寺

渋谷 妙法寺

武州大森村 巖正寺

東本願寺派

小石川 新福寺

社人

除歩兵八幡神社 森田左京

修験

麻布笄橋 愛染院

青山 風間寺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

四頭分寺社
御朱印

三河國幡豆郡平町
彦全寺　高拾二石余

同國同郡上町村
寶人相寺　高七拾石

同國同郡不毛村
養壽寺　高三拾八石

同國同郡上矢田村
桂岩寺　高三拾石七斗

同國同郡上野市村
不退院　高拾二石余

同國同郡同村
恵強寺　高拾石八斗

同國同郡中畑村
長久院　高拾石七斗余

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

同國同郡對馬守　光樹院　八石九斗余
同國同郡信濃守　常福寺　七石
同國同郡八幡村　真成寺　五石七斗余
同國同郡小俣村　西方寺　五石九斗
同國同郡同村　東禪寺　五石八斗
同國同郡同村　安樂寺　五石五斗
同國同郡乙村　今澤寺　五石三斗
同國同郡徳丸村　安養寺　五石二斗
同國同郡對馬守　岩松庵　五石八斗
同國同郡徳丸村　信龍寺　五石五斗
同國同郡横手村　西光寺　五石三斗余
同國同郡小用村　福泉寺　五石三斗
同國同郡同村　樂善寺　五石二斗
同國同郡味澤村　妙國寺　五石二斗余
同國同郡年田　向春軒　五石二斗
同國同郡法光寺村　法光寺　五拾二石
同國同郡稲村　阿弥陀院　五石二斗余

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

同國同郡矢作宿
藏泉寺
同國同郡下町村
龍門寺
同國同郡宗源村
西福寺
内二百七十余浄土宗願
同國同郡上町村
道真寺
遠江國榛原郡二俣村
往法寺
三河國幡豆郡吉良村
御福庵
同國同郡百石町
妙滿寺
同國同郡八町村
若昌寺

同國同郡下道貫村
福德寺
同國同郡上今川村
養林庵
右八ヶ寺連
御朱印寺
同國同郡平口村
御法庵
同國同郡妙善寺村
若沙坊
同國同郡宗源村
松覺庵
同國同郡同村
清秀寺
同國同郡地子村
西真庵
同國同郡中田村

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

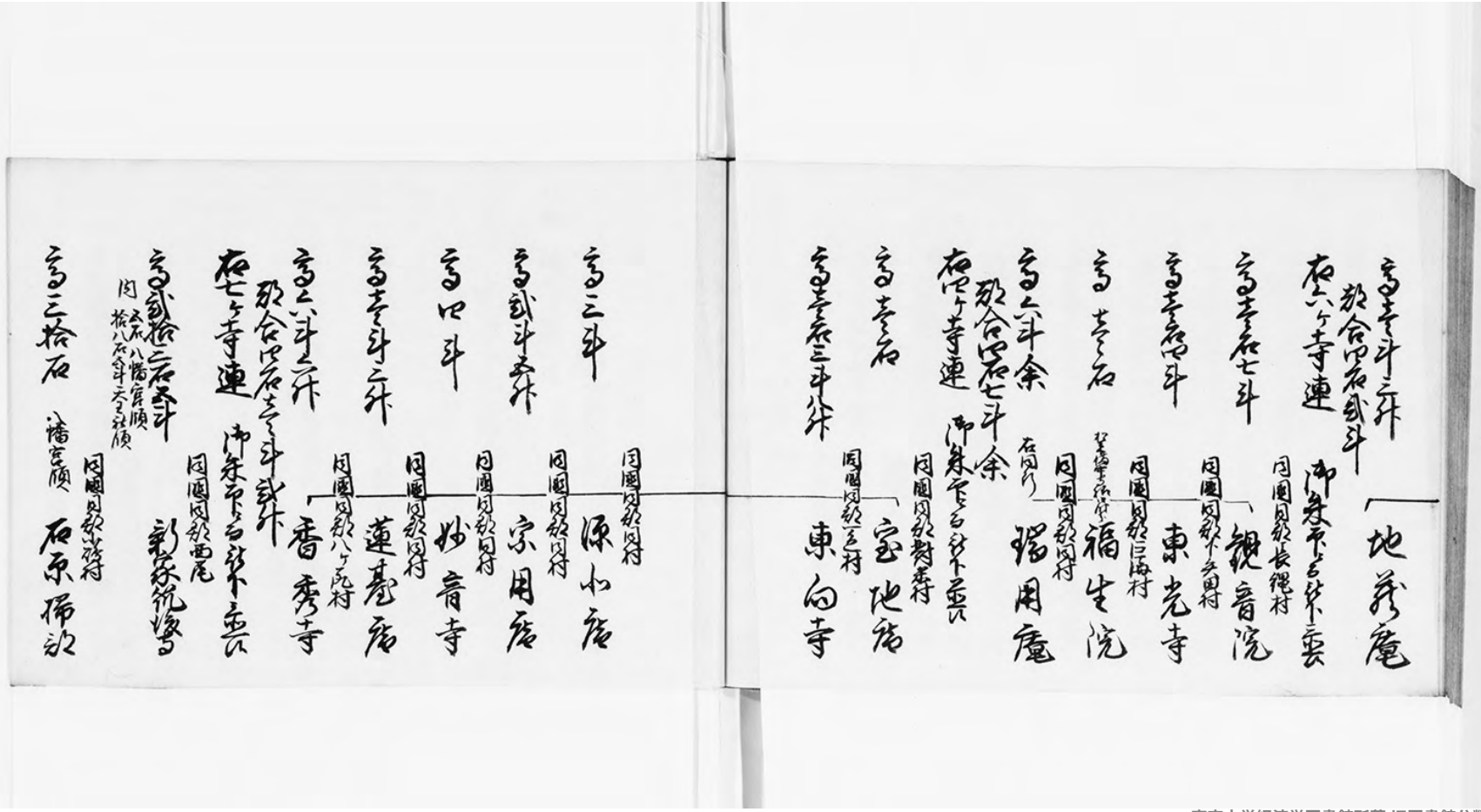

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

同国同郡能登守領　牧市ニ進
右弐拾石　相模領　同国同郡八幡村
右弐拾五石　天王社領　石川主税
同国同郡徒歩村
右拾石八斗　神田領　角井清馬
同国同郡清水村
右四石五斗　薬師社領　石原要人
同国同郡[illegible]村
右三石三斗　神田領　長田主之
御朱印寺合　又拾弐ヶ寺
御朱印社家合　七軒

一　弐拾石領分
御朱印地ニ御座候

宗門流中ニ付大中寺相続ニ付如
[illegible]書付差出

何寺宗門
何寺流宗

右宗門ニ付ハ其寺ニ相[illegible]
[illegible]又ハ顕法[illegible]
流宗ニ中ハ其寺ニ[illegible]
宗門ニ不[illegible]
[illegible]

六月二日　大中寺

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朔日御供十二ハ寺社

一　五日御服

十番御供十二ハ寺社

一　十九日御服

正二四七十二月斗大八日御礼同断

一　三日御服

一　社人生姿中足袋着用儀

御礼口服不苦ハ御ゝ子子年

他寺院ハ位牌次第ニ来

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

國府曹洞宗

関

御条下ニ百五拾八石余
山号 安国山
紙寧寺
下総国葛飾郡国府台

御条下ニ百石
山号 長昌山
龍穏寺
武州ニ而盛厳和尚開基
下総国和賀郡

御条下ニ百二石
山号 大年山
大中寺

府

御条下ニ百三拾石
山号 妙覚山
紙泉寺
武州豊島郡柿沼村

御条下ニ百六十二石
山号 万年山
青松寺
同州同郡目黒

御条下ニ百
山号 万秋山
泉長寺
同州豊島郡

右八ヶ寺院号之〻

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

南都七大寺書付

右七大寺

東大寺
西大寺
興福寺
元興寺
大安寺
聖大寺
薬師寺

一 右七大寺金堂院之西大寺堂
幅中ニ支配い申ハ也

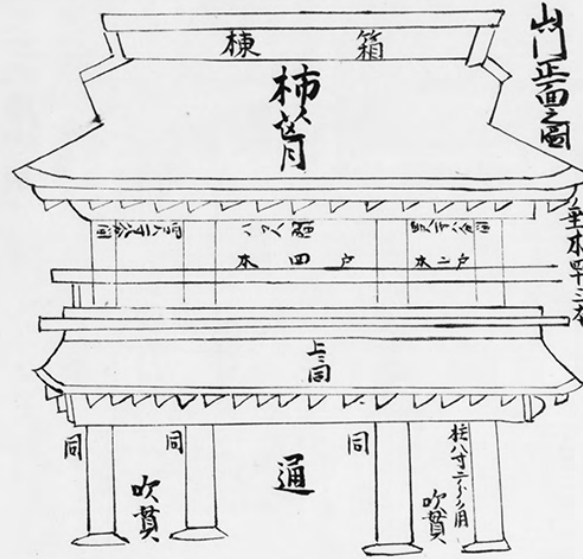

山門正面之図

寺院化粧ニ付本化〳〵事

地際ヨリ棟迄惣高サ貳丈七尺二寸

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

山門横之圖

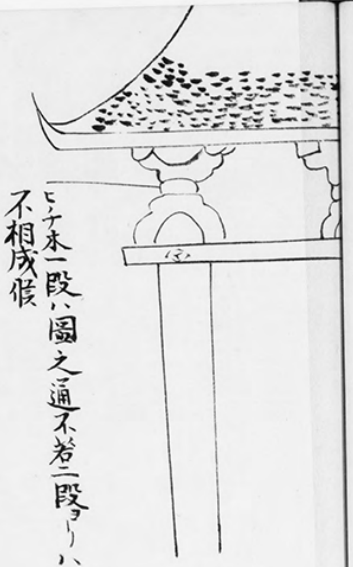

遠州長上郡鷲
禅宗臨済流
井露寺

御朱印
高二拾石

安永七戌年井上河内守様御巡
一三門〻ハ三所ニ付開ヲ開ヲ云
山門ハ今唱ル十城〻三門ヲ云

清國市関所ノ儀書上

関所

箱根

荒井

福島

右之通年市関所ニ成候ヲ以テ
元来市関所之大名持ニ成候事
何ノ国何ノ港

清國市関所ニ成候ヲ以テ之書付

遠州白須賀

右之通清國市関所
昨年ニ成候ヲ以代官頂戴仕候
白須ヶ之書付別紙差上申候

巳

十二月

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

法國市川関所書付

○ 代官支配市川関所しるし

△ 代官陸奥市川関所しるし

武州葛飾郡

○一 武州葛飾川淵中田　伊奈半左衛門

同国同郡

○一 金町松戸　同人

同国同郡

○一 小岩市川　同人

同国葛飾郡

○一 小佛　同人

同国埼玉郡

○一 新倉川俣　阿部豊後

右之所しるし之如く御代官支配仕候

同国葛飾郡

△一 上徳万村　伊奈半左衛門

右之所しる者しる族人男女共有之

申候

同国同郡

△一 上利田村　右同人

右之女共族人二四五人ツヽ追放し

如く今市し名主従之之ハ有之申候

同国同郡

△一 柳原村　右同人

右之市し者しる二四五人有之申候

同国葛飾郡

△一 中川　茂枝帯刀

松田武治

深口大隈

右之女共交合有之ニ付しる義所し女

縁組或之神仏宿泊致女未受

し命之四代官之代従又人之

朱書

相模国足柄郡

○一 絹根　大久保新左衛門

同国同郡

○一 根府川　右同人

右武ヶ所ニ女・後世掌五人ヶ所

同国足柄郡

△一 何村　右同人

同国同郡

△一 谷ヶ村　右同人

同国同郡

△一 仙石原

同国同郡

△一 矢倉沢　右同人

右ヶ所ニ女一切不出ス

同国津久井郡

○一 嵐山　江川太郎左衛門

同国同郡

○一 三ヶ瀬　右同人

右二ヶ所ニ女一切不出ス

ヶ様ニ津久井郡ニ女ハ親族縁ヲ

ヶ様ニ又郡ヶ者ニ日帰ス

武蔵国葛飾郡

○一 関宿　松平右京亮

右ヶ所ニ女・後世ニ出ス

関宿城内村ニ林様御

代官所ヲ設ケ所ヶ

ヶ様ニ出入ハ林ヶ所ニ

ヶ様ニ

上野国吾妻郡

○一 大戸　鳥居忠宣

佐山外記

東ヶ山領ヶ所

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

同國同郡

○一 大笹　右同人

同國同郡

○一 猿ヶ原　右同人

同國群馬郡

○一 座ヶ橋　桑田郡

同國那波郡

○一 久野　右同人

○一 雄氷　桑田郡

右之所ニ〻女ニ〻ハ〻ヤ〻ニ〻ハ〻ヤ〻ニ〻ハ〻ヤ〻

朱書

[illegible]

同國利根村　野田沢右衛門
△一　戸倉　荻山外記
　　右之女ハ俗ハ比丘尼ハ法名代官
　　法名ハ[illegible]中ハ

伊豆國流ヲ歌

一　福島　山村甚三郎
　　右之女ハ俗ハ白鬼ハ法名ハ[illegible]中ハ

同國伊東歌

一　清川浦村　堀大和守

同國同歌

一　小野川　加久良

同國同歌

一　波合　右同人

同國同歌

一　心川　右同人

同國同歌

一　市川　右同人

　　右之ヲ所ハ[illegible]女ハ俗ハ[illegible]代官ハ[illegible]
　　[illegible]中ハ

同國流ヲ歌

一　賀茂川　山村甚三郎

　　右之女ハ[illegible]通ヲ[illegible]ハ[illegible]所ハ女ハ[illegible]
　　或ハ仏[illegible]花ヲ[illegible]人ハ命法願ヲ
　　比丘尼ハ[illegible]法名ハ[illegible]
　　中ハ

越後國頸城歌

△一　市振　樋口[illegible]
　　右之越後國ハ加賀越中ハ[illegible]
　　[illegible]田順ヲ[illegible]法名ハ[illegible]中ハ

同國同歌

△一　関川　右同人

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

朱書

右之女子儀ハ出国之節使文差出申し

同国同郡

○一 祢侍　右同人

右之男別紙ハ出国之節女房ニ使文
差出申し候ハ、不届者ニ付追放

同国同郡

△一 山口　松平日向守

同国同郡

△一 出川　右同人

右武ヶ所ニ少年女一切出申ス
手代ニ女子不届者ニ付使文
差出申ス

五畿内国郡表記載

○一 今切　松平伊豆守

右之女子儀出国之節使文差出申し

同国同郡

○一 乳賀　酒井雅楽頭

右之尾州宗三河遠州牧州ニ
右之儀女子不届者ニ付使文
別紙ニ差出申し候ハ、
使文ニ差出申ス

同国同郡

△一 金持　右同人

右之儀ニ付使文差出申し女出会
之儀ニ付使文差出申ス

近江国之部

○一 祝徳　松平左近将

同国同郡

○一 山中　打本稲佐

右武ヶ所ニ上方筋ニ山中ハ出国之
女子京都所司代大坂町奉行
代人手形使文差出申ス

○一 柳ヶ瀬　井伊掃部頭

朱書

右之小国ハ上方御上屋敷ハ女八国ニ付
代官ハ江戸ハ上方ハ小国ニ付
如ク之京都所司代大坂町奉行ハ代官ハ
大坂町奉行京都ハ代官ハ千分
代官ハ代官之儀ハ文ハ江戸ハ

甲斐国山梨郡

△一 高瀬　真壁数十郎

同国巨摩郡

△一 万沢　久保平三郎

同国八代郡

△一 市川　鈴村養三郎

右三ヶ所ハ安政八ヶ後ハ代官兵甲斐
勤番之既後府町奉行代文ハ江戸
中ハ或ハ代官ハ御代ハ命ハ
所ハ代官之儀ハ江戸ハ中ハ

右ハ通ハ以上

十二月

箱根御関所江戸大名通行之命

武蔵改方ハ年

文化四年

箱根

右御関所江戸大名通行御行列
ハ関長持小長持長ハ棒ハ類
又ハ行列ハ離シハ長持ハ
改方ハ御ハ函ハ
右ハ札ハ江戸ハ
以上

四月

仙石次郎

書面ハ行列離
ハ長持ハ
ハ通ハ

四月

大久保安房守

浦賀表通船改方ニ付

文化元子年七月御奉行様ヘ伺書

覺

浦賀表通船改ハ外海ニ出
タル方ハ内海ニ上総
下総ハ二艘ハ巳船内ニ
千石ハ二艘ハ浦賀ヘ廻シ
改ル筈ニ御座候

浦賀表通船改ハ外海ニ出
タル方ハ内海ニ上総
下総ハ二艘ハ巳船内ニ
千石ハ二艘ハ浦賀ヘ廻シ
改ル筈ニ御座候

内海ニ上総下総ハ二艘ハ巳船
船ハ浦賀ヘ廻シ改ル筈
ニ御座候上総八百前村ヲ作リ

廣州ハ長崎ハ浦賀表ニ被
文化年中ニ被仰渡候
以上

七月

天保十三寅年

後河内様御用陣屋ハ江戸表ニ
相備ヘ申候様ニ被仰渡候ニ付長崎ハ
中国筋ハ大坂ハ国敵ハ九州
共ハ国敵ハ大坂ハ今御警衛
通ハ御番所ハ被成ハ
ハ形ハ長崎ハ者ハ
ハ者ハ
又ハ
ハ
ハ

[illegible]

百姓町人延敬[illegible]仕

一御定書[illegible]内

町人百姓 [illegible]歳 延敬

童延敬

[illegible]

田畑家屋敷

取上ケ

中[illegible]

田畑家屋敷[illegible]

悪[illegible]

田畑取上

但田畑家屋敷、家財取上

田畑家屋敷[illegible]

悪[illegible]不及沙汰[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

□家人宥病并休日之日数

享保十二未年二月

一 番傷引　三十日
一 家鼠引　廿日
一 破損引　十五日
一 類焼引　三十日
一 宥病引　十日

右之外番之者ニ而ハ父母并妻子親兄弟病気之節并其外親類病気之ニ付而ハ創右之通以外宥病いたしたるものハ引付ニ相成申候

未
三月

右書付　中嶋治兵衛　安倍太郎右衛門

南山内兵
御霊屋法家供連規定之事

文化元甲子年

寺社奉行元

上野増上寺

御霊屋兵山内法家供連方ニ付
別紙之通御定書有之候也
右之方書留寺社掛ニ渡ス
右之通御定書有之候ニ付
年経り年々ニ成候ハ別紙
写申或ハ御掛ニ又ハ役ニ
付以上

六月

寺社奉行

書面上野増上寺
御霊屋兵山内法家供連方
ニ付別紙之通被仰渡

[illegible]

七月　北野出雲

ヒル

安部丸子年三月[illegible]

書面ニハ

村上三十郎殿　[illegible]

上野山内相違ないはゝ[illegible]

何様[illegible]

公儀[illegible]下馬札立建[illegible]

下馬札有し処ゝ[illegible]

宿坊ゝ[illegible]

宿坊ゝ[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

公儀下馬札立建[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月

一　[illegible]家元　宮元[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　大納言中納言宰相流家[illegible]

[illegible]

一 中将殿御侍従殿御家来 [illegible]

一 山門南[illegible]

[illegible]

[illegible]

正月廿四日

常憲院様御霊屋

看板御宝書書板

只人

一 御忘目録[illegible]

和源御つ[illegible]者御押[illegible]者

四[illegible]家来[illegible]

加賀守殿[illegible]

一 [illegible]

宝永六丑年十二月十日

厳有院様御霊屋

看板御宝書[illegible]書板

只人

一 御忘目録[illegible]元中

和源御つ[illegible]御押[illegible]

[illegible]

加賀守殿[illegible]

一 [illegible]

元禄十二年二月八日

上野博士寺金中
御靈殿開閉し之事

安政元年
上野
御靈殿金中御開門
十三日　巳八時ヨリ　酉六時迄
十四日　明六時ヨリ　酉六時迄
十五日　明六時ヨリ　酉六時迄

博士寺
御靈殿金中御開門
十三日　巳八時ヨリ　七時迄
十四日　明六時ヨリ　七時迄
十五日　明六時ヨリ　七時迄
但前ニ三日ハ巳ノ六時迄開扉ス
後ハ酉ノ六時迄開扉ス
開扉仕候者十二人

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

正月朔日御所門開ル八日浪矢開ル
次第上野
御霊屋御門三箇日開ル朔日ハ御
開タテ門開ル事
惣上寺
御霊屋御門大箇日開ル開
別当同ル
但朔日有之以後毎日之内開ル
以上中ノ
右天明二寅年桃南以ノ記ス

一 御花中多年丹波守水戸殿
為名義年寄 為名義御元寄儀
右ハ御用多年七種迄ハ用
年始ハ
御霊屋御門ハ七種迄為ハ
開七種迄八人名公亟見無次第

御門開ル亟ハ
の紙を天明二寅年青二百於
御城ハ開ル
桃南以ノ記ス

長柄傘系図傘

一 宝暦十二年年十月十日浅草之院
[illegible]
[illegible]
[illegible]

朱書

[illegible]月蕃毛利[illegible]
[illegible]
[illegible]
天氣[illegible]
[illegible]
十月

一明和六丑年十二月廿日[illegible]
[illegible]
[illegible]

四勘定組頭より長柄傘一本

文化五辰八月十七日

井上主殿頭様より中條出羽守へ及書取調下ケ札ニ而ハ中條ハ

同十八日ニ下ケ札請取

仙見

御ふしゝ文政四勘定組頭

格調役兼調役ハ老中方若

年寄元ニ而御使者ハ長柄傘

命西丸ニ長柄傘

不苦ハ

承合ハ

下ケ札

四書面ハ文政四勘定組頭格調役兼

調役ハ老中方若年寄元ニ而

ハ西丸ニ長柄傘

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

寛保元酉年六月十日
町内寄合帳之者〻

一 聟嫁ニ而離縁〻命寄〻ハ
子〻ハ家内〻孫〻ハ代〻農業
聟養子ハ対手ニ成ル子方ハ夢
不可ハ相別家ハ不成ハ離縁
ハ名跡ハ中ニ家〻
村田校野組中ニ

寛政三癸亥八月十二日　桑原伊勢守

柳生主膳正清厚個書面之内別紙

之通申有之候ハ[illegible]別紙ハ不参候

[illegible]

書面相望候内[illegible]

[illegible]

[illegible]

付　桑原伊勢守

中川勘三郎

遠方之神社寺院ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　明和二酉年別紙之通書有之

[illegible]

中間取扱ニ相成候方ニ
而ハ成ル義ニ付ニ而ハ
不申ニ付ニ
市川縫殿ハ
心得ニ
仕候ニ付
但右屋敷ニ付
市川中上様ニ
しるし
右ニ
七月

長屋敷願ニ付
文化元子年十月六日

覚

一 弐百拾石七斗七升 神谷村
出羽国村高帳ニ
右同国郡高帳ニ

一 弐百拾石七斗弐升 八瀬村
合百七拾三石弐斗九升

右ハ八瀬村ニ
法
十九日
右ハ
村

長吉[illegible]

[illegible]

文化元子年六月[illegible]日　細川越中守

四代人連名板

長吉[illegible]

[illegible]

六月[illegible]日　細川越中守家臣　池邊吉[illegible]

[illegible]

以上

山城國相楽郡[illegible]内同國宇治郡[illegible]

[illegible]金百七拾三石弐斗[illegible]

[illegible]

[illegible]

文化元子六月十日　青木野吉

[illegible]

[illegible]

細川越中守殿　[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

写　和泉国

太刀紙
米麦分紙

右年日
殿中ニ相用ひも不苦筋ニ
[illegible]
但市用又志者服装及ひ帝ヶ
丁ニ成遠慮ニ

四月分洋紙

書面ニ付ても
[illegible]
十月朔日　三度市左衛

四書取ニ紙一覧ニ取調ひ
法向ニ右分作出方等
殿中相用不苦哉ニ問合ニ
四定ニ[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

殿中諸遠番所役儀仕様之覚

御金蒔絵大小

殿中諸用不苦候間、何者有之、何に

成日、外相用不苦、諸役儀仕り

書間有之、以当初見合ゟ下上

長崎奉行等振不宜、之儀ハ

有相成、勘兵衛儀仕間敷

右刀脇差中、相乗ゟ脇差、以

製作、宜敷、大方ハ右刀之

金奥形、相用者、製作仕相

成右刀中八文一等其ゟ脇製

作仕相成、右刀之金奥形

金物、一通之事、

製作有、右刀ゟ同様生候

製作ゟ、右海ハ右刀、

脇差ゟ用之、故ゟ、又方

金奥、相用ゟ振方之、御不用之

殿中ハ、脇差ゟ、脇差ゟ、

殿中ハ、脇差ゟ、脇差ゟ、

長崎ゟ、勘兵衛

殿中ハ、脇差ゟ、脇差ゟ、

殿中ハ、脇差ゟ、脇差ゟ、

十年正徳二年ハ、

長崎ゟ、勘兵衛

以上、

御用意、

御製作、

武威、

長崎ゟ、

不苦、

朱鞘ハ、

中ゟ、

御意、

御意、

御用、

御意、

御用、

御意、

御用

朱書

今夏柄鞘速実用利役を改造製作仕り来候ところ人々皆一様に了承致候間ところ〳〵右様方ハ時勢之風に随ひ変化仕り来候ハ進て市風和こ風を先ず実用〳〵方ハ先てこゝろ花着鄙者〳〵方に流れ味も無之来候者ハ方〳〵次第に合せ新者ハ仕り候を採実を以候来候不用之不用いつく行る

厚中式日年月ハ用不若〳〵

同会ところ〳〵唯使来候不用之振ところ不若名接候仕候ところ

且

市価多ハ高価なる流行ハ人情之方にて〳〵後ハ時勢之変同会向も有〳〵ところ有拘

使来ところ不用之振ところ不若名接候方仕候ハ動砂ところ工業に業仕り名目に拘候不仕候ハ動砂ところ工業に業仕り名目に拘候不仕候ハ動砂ところ工業に業仕り名目に拘

外装ところ武用ハ実益に精工を費一又十基之形〳〵不好〳〵或ハ稀世ところ價〳〵ところ称ひ競拘同様に新奇を出せ〳〵ところ

厚中式日年月ハ用数不若候ところ

同様に同様一統仕候仕候ハ上ハ以〳〵

七月

三宅重左衛門

天保四癸巳八月二日持帰

文化四乙年

鞍掛ニ小サカ

殿中相用ひ申し不長敷ニ御座候
右相用ひ候ハ文化元年二月御帝ニ殿
御書ハれ候ハ小サカ掛長ニ御座
白綾ニ巻ハ半ニ掛ひ申候
御年寄ニ命初席御ハ間ニ着
動ハ殿中東間ニ長ニ書間
御座ハ左ニ御ハ間
ハ長会ニ長ニ御ハ
方ニ長ニ仕ハ
住居ニ書ハ別ニ
鞍ニ小サカ
殿中相用不長敷ニ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

右之通下ヶ札被仰渡候

為賛之唱申候

天保十三寅年八月十五日ニ小人目付ヶ
方ヶ通同会ニ被下ヶ札之儀被仰渡

綿服綿服之儀ハ近年ハ奢ニ流レ
織ヶ方ヶ絹之如ク綿ヶ織ヶ
織ヶ方ヶ絹之如ク綿服之如ク
中ニハ絹ヲ織ル者有之ハ
綿服ハ絹ヲ織ル者有之ハ
ヶ方ヶ一躰ヶ別ニ心ヶ
ヶ方ヶ同ヶ仕ル者ハ

右同日被仰渡
松田勘十郎

八月十五日

下ヶ札

綿服ヶ之儀ハ本綿服ヶ奢ヶ
綿服ヶ方ヶ絹ヲ織ル者有之
ヶ方ヶ同ヶ仕ル者ハ
ヶ方ヶ一躰ヶ別ヶ心ヶ
ヶ方ヶ同ヶ仕ル者ハ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

天保十三寅十二月二日

一 町奉行吟味方與力稲葉小郎左衛門
同会所詰ヲ以ケ札ヲ被下置
町人他藩ニ出ル今ヨリ以後他国ニ
其命藩中ニ者ニ依頼ス者
ニ対シ其ノ者ニ対シ如他藩
ニ者ニ及剃髪絶縁ス者ハ
病死ニ付ハ当村役人ニ代
相成ル者ハ村役人ニ代
出ル及ハ中ハ名代ハ代切
中ハ後ノ長ハ
及ハ中ハ
ハ代ハ
ハ代ハ

十二月
トケ札
本文他之病死又ハ出奔絶縁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

[illegible]

十月

[illegible]

天保十三寅年小方医方[illegible]

[illegible]

武蔵仕人町人[illegible]

[illegible]

一 右[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

[illegible]

天保十三寅年

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

[illegible]

[illegible]

六月

[illegible]

書面後遠三百姓[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西尾藩[illegible]

[illegible]

今後依志[illegible]後遠三[illegible]

不[illegible]農之商[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

須藤藏書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515

東京大学経済学部図書館
5505452515

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505452515